

大学と損害保険 ⑥

～大学教職員の基礎知識としての《保険のはなし》～

有限会社国大協サービス 事業部次長 藤井昌雄

財産保険のポイント②

前回は火災保険が適用される災害の範囲について、一般型とオールリスク型の違い、地震による被災は補償されないことをご説明しました。

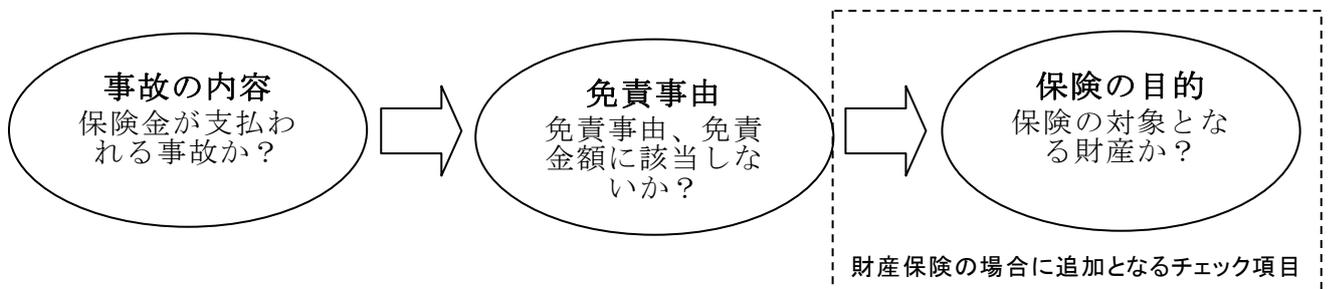
本号では、もう一つのポイント、保険の目的の範囲についてご説明します。

保険の目的の確認

損害保険の約款では、最初に「どのような事故の場合に保険金が支払われるのか？」が記載されています。そして、次に「どのような事故が免責となるのか？」が記載されています。財産保険以外の場合は、基本的にはここまでで保険金が支払われる事故かそうでないか判断することができます。ところが、財産に関する保険の場合には、「被災した財産が保険の対象となる財産なのかどうか？」がもう一つの要素として加わります。

保険の世界では、保険を掛ける対象となる財産のことを「保険の目的」と言います。(NO. 180、2007. 9. 24号参照)

財産保険の場合には、「事故の内容→免責事由→保険の目的」の順に確認する必要があります。



明記物件と除外物件

火災保険の対象となる建物や動産については、資産台帳を基にしたり、一覧表を基にしたり、包括的に決めたりと契約により様々な方法がとられています。

国立大学協会が制度運営する国立大学法人総合損害保険（「国大協保険」）の場合には、9月30日現在の建物一覧表と動産一覧表をベースにしています。そこに掲載されている財産が保険の対象であり、その価額総額を基に保険料を計算しています。なお、その後の取得財産については、取得金額が一定額までのものについては追加申告をしなくても保険の対象となる取扱いとなっています。（「自動担保」）

ここで注意しなければならないのは、明記しなければ補償の対象とならない「明記物件」とそもそも火災保険の対象とならない「除外物件」です。

<対象となる財産>

- (1)建物および屋外設備・装置
- (2)収容動産
- (3)商品(薬品、原材料等)

(明記物件)明記しないと対象にならないもの

- (1)門、へい、かき、建物外に施設された煙突、煙道、
コンクリート水槽、棧橋
- (2)軌道、護岸、防油堤、その他土木構造物
- (3)他人に貸与または管理委託している物
- (4)通貨、有価証券、印紙、切手等
- (5)貴金属、宝石、書画、骨董、その他の美術品で1
個または1組の価額が30万円超
- (6)文化財
- (7)稿本、設計書、木型、模型、帳簿等
- (8)動物、植物
- (9)占有管理している他人所有物(リース物件等)

等

<除外物件>

- (1)国外所在物件
- (2)走行範囲が構内に
限定されない自動車、
運搬車、けん引車ま
たは被けん引車
- (3)電車、機関車、客車
貨物車等
- (4)航空機、船舶等
- (5)坑道内所在物件
- (6)海、湖、沼または河
川等の水上・水中に
所在する物件(棧橋を
除く)

等

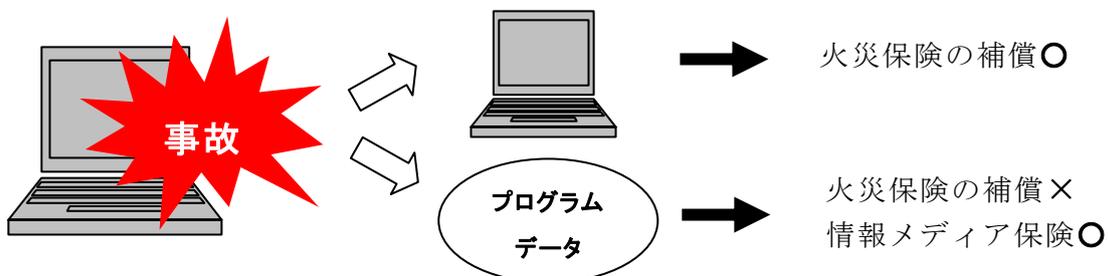
上記は、国大協保険の例ですが、他の火災保険の場合も基本的な考え方は同じです。

大学で所蔵している美術品は1個または1組の価額が30万円を超えるものについては、明記物件として申告しなければ補償の対象となりません。自動車は自動車保険の車両保険の補償対象、ヨット・モーターボートはヨット・モーターボート総合保険の船体保険の補償対象です。

情報メディア

情報メディアとは、記録媒体に記録された情報(プログラムやデータ)です。記録媒体本体は火災保険の補償対象となりますが、情報自体は補償対象となりません。

火災等でコンピュータが被災して本体と情報が消失した場合、また、コンピュータウィルスに感染して情報のみが消失した場合、情報の再取得に要する費用の補償を受けるためには情報メディアを補償する保険に加入する必要があります。(国大協保険ではメニュー1情報メディア特約が該当します。)



次回予告
クイズ

自転車で歩行者にぶつかり負傷させ治療費を賠償しました。裁判で賠償を命じられなければ、加入している賠償責任保険の保険金はもらえないでしょうか。